

第 2 次御前崎市
一般廃棄物処理基本計画
(平成 31 年度～平成 40 年度)
【概 要 版】



平成 31 年 3 月

御前崎市

目 次

第1編 基本的事項.....	1
第1章 計画の策定について.....	1
1 趣旨及び目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の目標年次.....	2
4 対象区域.....	2
第2章 市及び組合の概要.....	2
1 本市の概要.....	2
2 組合の概要.....	3
第2編 ごみ.....	4
第1章 ごみ処理の現況.....	4
1 ごみの収集区分.....	4
2 ごみ処理の形態と収集運搬の状況.....	4
3 ごみ処理のフロー.....	5
4 ごみ排出量の実績.....	6
5 市による排出抑制政策とリサイクルの状況について.....	8
6 最終処分の現状.....	9
7 ごみ処理経費.....	10
8 課 題.....	10
第2章 将来予測.....	12
1 将来人口.....	12
2 ごみ推計結果とりまとめ.....	13
第3章 ごみ処理基本計画.....	15
1 基本目標.....	15
2 排出抑制、減量化、再資源化計画.....	16
3 適正処理計画.....	16
第3編 生活排水編.....	18
第1章 概要及び現状.....	18
1 処理主体及び形態等.....	18

2	生活排水処理のフロー	18
3	生活排水処理の現状.....	19
4	し尿及び処理槽汚泥処理経費	22
5	課題	22
第2章	将来予測	23
1	生活排水処理形態別人口の見通し.....	23
2	し尿収集量及び浄化槽汚泥・下水道汚泥収集量の見通し	24
第3章	生活排水処理基本計画	27
1	生活排水処理計画	27
2	し尿・汚泥処理計画.....	28
3	広報・啓発活動計画.....	29

第1編 基本的事項

第1章 計画の策定について

1 趣旨及び目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項でその計画の策定が定められている一般廃棄物の処理における市のマスタープランであり、概ね5年ごとに改定することが適当であることとされている。この計画は、ごみ処理に係る「ごみ処理基本計画」と排水処理に係る「生活排水処理基本計画」を策定することになっている。

平成20年度に持続可能な循環型社会の構築に向け、ごみの減量化・再資源化を推進するとともに、効率的な処理体制を構築する必要があることから本計画を策定し、その後平成25年度に見直しを行った。本計画は前回の1次計画に引き続く2次計画であり、計画期間を平成31年度～平成40年度として策定したものである。

2 計画の位置づけ

第2次御前崎市総合計画の将来都市像を実現するための分野別の基本目標「美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち」を具体化するための計画である。

なお、一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めるものである。

参考：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条

(一般廃棄物処理基本計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下『一般廃棄物処理計画』という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 計画の目標年次

本計画は平成21年度(2009年度)を初年度とした当初計画を見直すもので、平成31年度から10年後である平成40年度(2028年度)を目標年次とするものである。

目標年次 平成40年度(2028年度)

4 対象区域

計画の対象区域は御前崎市全域とする

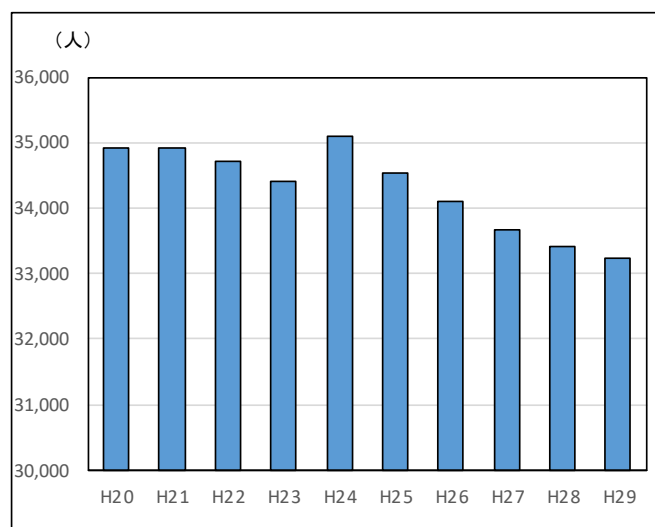
第2章 市及び組合の概要

1 本市の概要

本市は、静岡県南西部の太平洋側に面し、北部は牧之原台地から続く丘陵地帯、南部は御前崎灯台の建つ岬や遠州灘海岸の砂丘地帯など豊かな自然環境に恵まれた市である。近隣の市町は、東に牧之原市、北に菊川市、西に掛川市があり、特に牧之原市とはごみ処理において広域施設組合を形成し深い係わりがある。

(単位：人)

年 度	人 口
平成20年	34,930
平成21年	34,924
平成22年	34,729
平成23年	34,399
平成24年	35,103
平成25年	34,539
平成26年	34,104
平成27年	33,680
平成28年	33,414
平成29年	33,244



(10月1日現在の人口。なお、平成24年度以降は、住民基本台帳法の改正により、外国人を含む。)

2 組合の概要

ごみ処理施設体制

本市におけるごみ処理は、隣の牧之原市と構成する牧之原市御前崎市広域施設組合により行われており、し尿・浄化槽汚泥の処理は近隣 4 市（御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市）で構成する東遠広域施設組合により行っている。

ごみの処理：牧之原市御前崎市広域施設組合 環境保全センター



沿 革	
昭和 41 年	「相良町外 2 町厚生施設組合」設立
昭和 42 年	ごみ焼却処理施設（20 t / 日）完成 最終処分場（焼却灰等：48,000 m ³ ）完成
昭和 47 年	「相良町外 2 町広域施設組合」に改称
昭和 52 年	ごみ焼却処理施設（50 t / 8H）完成 指定袋によるごみの有料化開始
昭和 53 年	比木最終処分場（瓦礫等：93,000 m ³ ）完成
昭和 59 年	不燃物処理施設（15 t / 5H）完成
平成 4 年	ごみ焼却処理施設（94 t / 16H）完成 粗大ごみ処理施設（25 t / 5H）完成
平成 10 年	最終処分場（焼却灰等 30,000 m ³ ）完成 不燃物処理施設（リサイクルセンター）完成 ペットボトル、ビニール・プラスチックの分別 収集開始
平成 16 年	一般廃棄物最終処分場（瓦礫等：27,632 m ³ ）完成
平成 17 年	「牧之原市御前崎市広域施設組合」に改称
平成 19 年	ごみ焼却処理施設の稼働時間の変更（141 t / 日）

し尿の処理：東遠広域施設組合



沿 革	
昭和 39 年	「浜岡町外七カ町村衛生施設組合」の設立
昭和 40 年	し尿処理施設第一期施設の完成（72kl / 日）
昭和 42 年	「東遠広域施設組合」に改称
昭和 45 年	し尿処理施設第二期施設の完成（72kl / 日 + 60kl / 日（増設））
昭和 56 年	し尿処理施設第三期施設の完成（60kl / 日 + 140kl / 日（増設））
平成 13 年	し尿処理施設第四期施設の完成（195kl / 日）

第2編 ごみ

第1章 ごみ処理の現況

1 ごみの収集区分

本市のごみの収集区分について、以下に示す。資源ごみはビニール・プラスチック類や金物、ガラスなど、全部で6種類に区分されている。ビニール・プラスチック類については、平成20年4月1日より、プラマークのあるものとなないもので分別が行われるようになった。

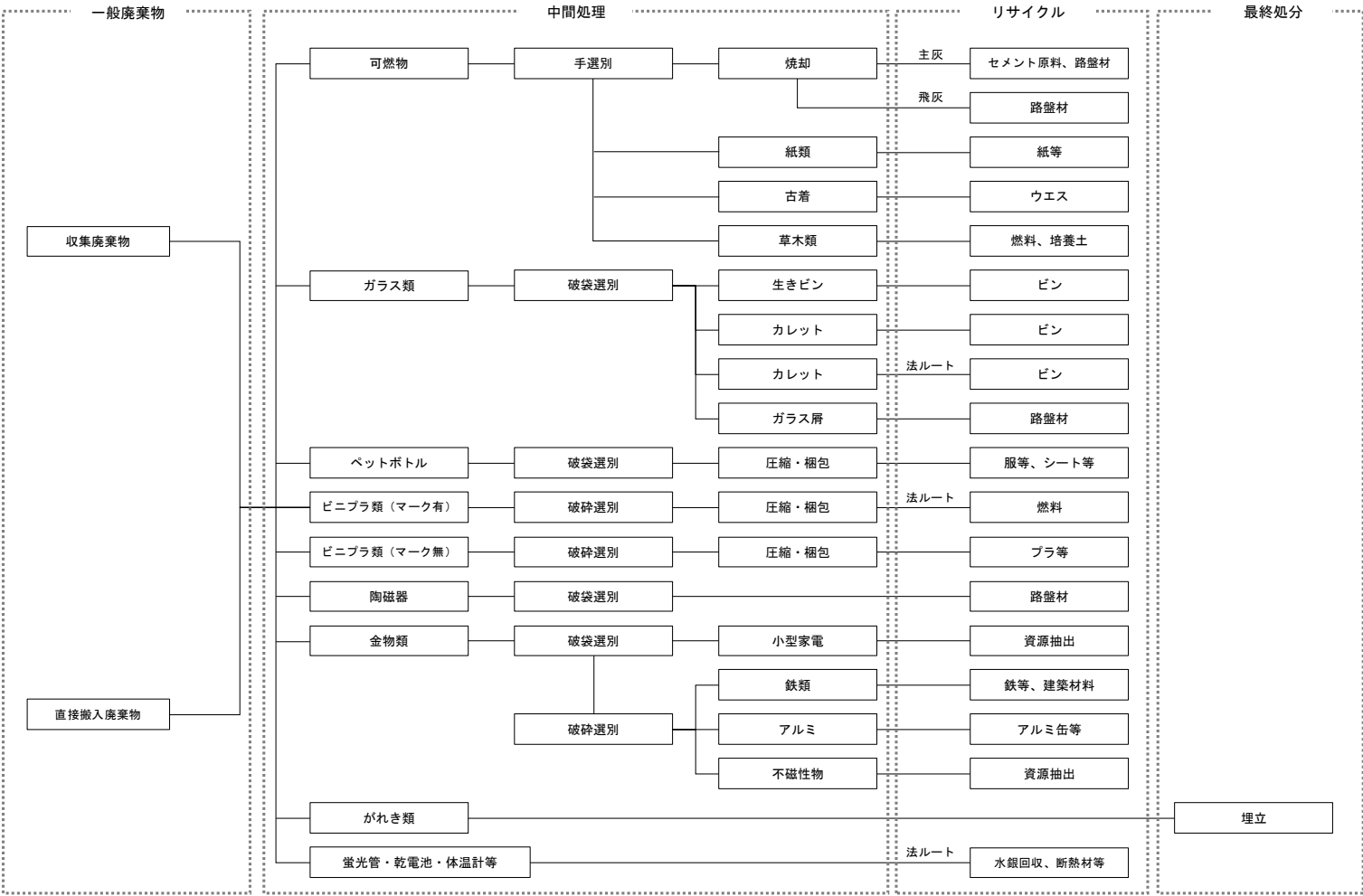
収集区分		内 容
可燃物	可燃ごみ	生ごみ、紙くずなど
資源ごみ	ビニール・プラスチック類 (プラマークあり)	プラマークありのビニール・プラスチック(白色トレイ)
	ビニール・プラスチック類 (プラマークなし)	プラマークなしのビニール・プラスチック
	金物	空き缶、スプレー缶、鍋・やかんなど
	ガラス	ガラス・空きビンなど
	陶磁器	植木鉢、茶碗、皿など
	ペットボトル	ペットボトル(PET1マークのみ)
その他のごみ		乾電池、蛍光灯など

2 ごみ処理の形態と収集運搬の状況

本市におけるごみ処理の形態、収集運搬の状況等について以下に示す。なお、家庭系ごみはステーション回収方式及び排出者による処理施設への自己搬入の形態がある。

対象ごみ		収集回数	収集運搬	中間処理	最終処分・再資源化
収集ごみ	可燃ごみ	2回/週	委 託	直営・ 委託	直営・委託
	ガラス類	1回/月			委 託
	ペットボトル	1回/月			
	ビニール・プラスチック類 (プラマークあり)	4回/月			
	ビニール・プラスチック類 (プラマークなし)	1回/月			
	金物類	1回/月			
	陶磁器類	3ヶ月に 1回			
直接搬入ごみ	可燃ごみ			直営・ 委託	直営・委託
	ガラス類、ペットボトル、ビ ニール・プラスチック類、(プ ラマークありとなしの2種類)				委 託
	金物類				
	古紙				直 営
	瓦礫類				
	陶磁器類				委 託
	草木類				

3 ごみ処理のフロー



※廃家電製品（エアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機）⇒各市の家電販売店で引取

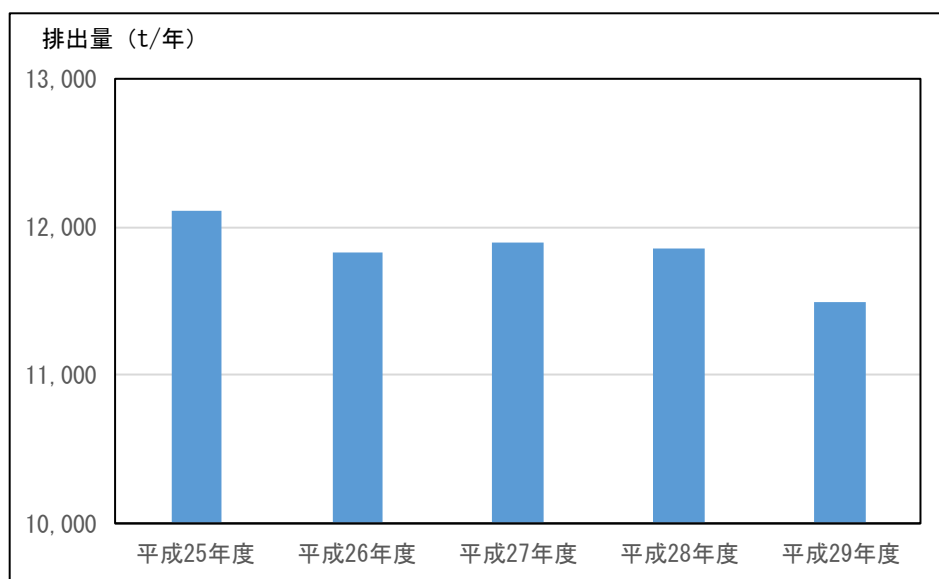
※パソコン⇒メーカー指定引取所（メーカーリサイクル）

4 ごみ排出量の実績

(1) ごみ排出量

(単位：t/年)

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
可燃ごみ	収集	5,482	5,554	5,513	5,424	5,376
	直接搬入	1,518	1,141	1,069	1,375	1,005
	許可業者	2,191	2,226	2,332	2,434	2,367
	計	9,191	8,921	8,914	9,233	8,748
ビニール・プラスチック	収集	321	305	299	275	286
	直接搬入	25	16	26	15	21
	許可業者	2	1	1	1	1
	計	348	322	326	291	308
PET ボトル	収集	59	56	56	53	51
	直接搬入	0	0	0	1	1
	許可業者	0	3	4	4	4
	計	59	59	60	58	56
金物	収集	151	136	137	124	121
	直接搬入	47	49	54	62	53
	許可業者	23	15	6	6	5
	計	221	200	197	192	179
ガラス	収集	202	195	194	162	172
	直接搬入	6	4	6	39	4
	許可業者	56	54	47	45	42
	集団回収	6	6	5	4	4
	計	270	259	252	250	222
陶磁器	収集	27	25	26	25	25
	直接搬入	18	19	19	19	15
	計	45	44	45	44	40
瓦礫	直接搬入	335	380	518	292	518
蛍光管 乾電池	収集	19	14	11	13	14
古紙	直接搬入	36	33	32	37	22
	集団回収	723	692	582	538	489
	拠点回収	191	185	207	190	185
	計	951	909	821	765	696
草木類	直接搬入	597	644	680	659	659
古布類	直接搬入	14	20	15	5	4
	集団回収	13	12	10	7	8
	計	27	32	25	12	12
小型家電	直接搬入	35	31	32	32	34
金属類	集団回収	16	15	13	15	13
合計		12,113	11,830	11,894	11,857	11,498



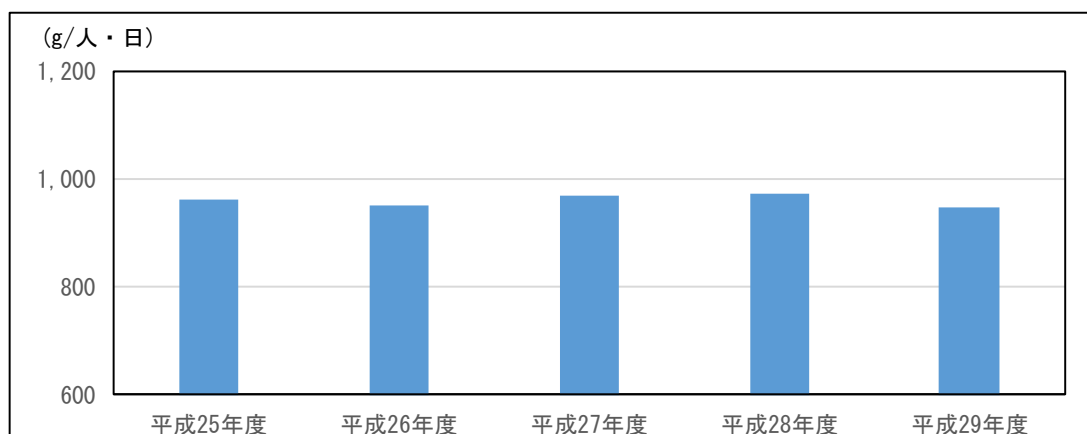
(2) 一人一日あたりの排出状況

一人一日あたりが出すごみの排出量について以下に示す。

近年は増減を繰り返しているが、平成 29 年度は 948g/人・日で、平成 28 年度よりは減少した。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
排出量(t/年)	12,113	11,830	11,894	11,857	11,498
人 口(人)	34,539	34,104	33,680	33,414	33,244
一人一日あたりの 排出量(g/人・日)	961	950	968	972	948

※人口は各年 9 月末現在。外国人を含む。



5 市による排出抑制政策とリサイクルの状況について

御前崎市では、ごみの排出抑制として、生ごみ処理機購入補助制度や資源集団回収への奨励金等の様々な政策を行っている。以下に詳細を示す。

(1) スーパー等におけるレジ袋の有料化

平成 20 年 10 月 1 日より、市内の協賛店の協力を得て、レジ袋の有料化を開始し、マイバッグ等の推進を図ることにより、ごみの減量化を推進する。

(2) 生ごみ処理機器購入に対する助成制度

本市では、家庭から発生する生ごみの減量と資源の再利用を目的に、生ごみ処理機器設置費補助金の交付を行っている。

(3) リサイクルステーション

本市では、平成 21 年度より、ごみ減量化、市民サービス向上を考え、古紙リサイクルの推進を事業者協力のもと回収ボックス（コンテナ）を浜岡地区、御前崎地区の 2 箇所に設置して行う。

取扱い品目はダンボール、新聞紙、雑誌、雑紙類とする。

(4) 資源集団回収への助成制度

本市では、御前崎市資源集団回収促進奨励金交付要綱を設置し、以下の交付対象団体に対し、奨励金の交付を行うことで、集団回収の促進と資源の有効利用、また市民のごみに対する理解の造詣に取り組んでいる。

(5) ごみ集積所設置に対する補助制度

本市では、御前崎市ごみ集積所整備費補助要綱を設置し、町内会を対象に補助金の交付を実施することで、風雨又は小動物等が原因によるごみの散乱を防止し、環境美化の推進に取り組んでいる。

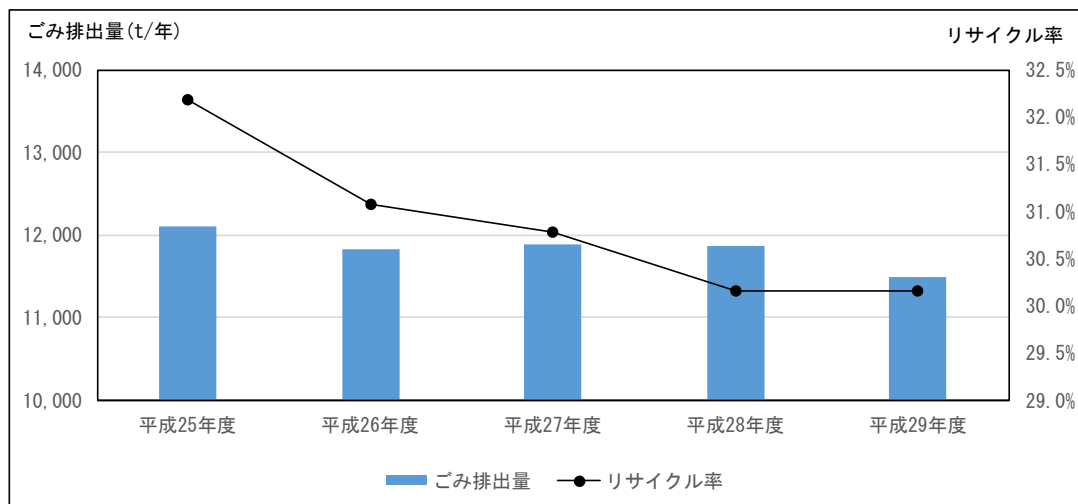
(6) 蛍光灯・乾電池などの拠点回収

蛍光灯や乾電池については、各地区公民館や販売店、市役所での拠点回収を行うことで、リサイクルの推進に取り組んでいる。（広域施設組合が実施）

(7) ごみリサイクルの状況

本市におけるごみのリサイクルについて示したのが以下の表である。 (単位：t/年)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
リサイクル	拠点回収	191	185	207	190	185
	集団回収	758	724	610	565	513
	資源分別回収	1,560	1,522	1,554	1,468	1,450
	焼却灰リサイクル	1,389	1,246	1,290	1,353	1,319
	計	3,898	3,677	3,661	3,576	3,467
ごみ排出量		12,113	11,830	11,894	11,857	11,498
リサイクル率		32.2%	31.1%	30.8%	30.2%	30.2%



6 最終処分場の現状

本市の最終処分の現状についてまとめたものが以下である。瓦礫が最終処分場で処理されている。なお、最終処分率の算出に当たっては、ごみ排出量を用いた。 (単位：t/年)

年度	焼却残渣 (A)	不燃物 (B)	瓦礫 (C)	最終処分量 (A+B+C)	ごみ排出量	最終処分率
平成25年度	0	0	376	376	12,113	3.1%
平成26年度	0	0	333	333	11,830	2.8%
平成27年度	0	0	339	339	11,894	2.9%
平成28年度	0	0	377	377	11,857	3.2%
平成29年度	0	0	352	352	11,498	3.1%

7 ごみ処理経費

ごみ処理に係わる経費をまとめたものが以下となる。ごみ処理に係わる収集運搬業務、中間処理業務、最終処分処理業務は牧之原市御前崎市広域施設組合において実施されており、市はそれに対する分担金を負担している。

	単位	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
分担金	千円	443,245	422,763	418,854	459,175	474,222
人 口	人	34,539	34,104	33,680	33,414	33,244
一人当たりの ごみ処理経費	円/人	12,833	12,396	12,436	13,742	14,265

※人口は各年 9 月末現在。外国人を含む。

8 課 題

(1) 発生抑制、排出抑制についての課題

一人一日当たりのごみ排出量は、近年は増減を繰り返す傾向にあり、平成 29 年度時点では 948g で、平成 26 年度の 950g とほぼ同程度である。今後も廃棄物の発生量増加の可能性もあるため、対応が必要である。

特に可燃ごみのうち許可業者搬入ごみは減少傾向にはないことから、取り組みが必要と考えられる。

(2) 分別・リサイクルの課題

市民からの排出段階での分別は、可燃ごみ、資源ごみ（ガラス類、ペットボトル、ビニール・プラスチック（マークありとなしの 2 種類）、陶磁器、金物類）、その他のごみ（蛍光灯・乾電池）に分別されており、特別なごみ等は直接搬入で引取りを行っている。ごみの分別区分の増減は、住民に対する負担が増えるだけでなく収集コスト増加も招くため、十分な検討が必要である。

また、本市はこれから高齢者の割合が増えることが予想されるため、ごみの分別方法の周知徹底について、わかりやすい情報の提供が必要である。

(3) 収集・運搬の課題

家庭から排出されるごみのうち、資源ごみについては、可燃ごみに比べて収集回数が月に数回と少ないため、特に紙類やビニール・プラスチック類は分別されずに可燃ごみに出されることが問題になっている。

(4) 中間処理の課題

平成 4 年に竣工した牧之原市御前崎市広域施設組合のごみ焼却施設は、現在 26 年を経過しており、計画の目標年度である平成 40 年には、竣工から 36 年が経過する計算となる。

次期のごみ処理施設計画については、より広域な処理も視野に入れた施設整備の検討が必要である。

（５）最終処分場の課題

新たな施設及び最終処分場の概要が確定していないため、焼却灰と飛灰をリサイクルしているが、更に現在の最終処分場の延命を図る必要がある。

（６）施設の更新計画等

平成 20 年度の「ごみ処理施設の更新に関する検討結果報告書」を受け、平成 22 年度に老朽化傾向にある牧之原市御前崎市広域施設組合のごみ処理施設について、専門技術者の視点で「ごみ処理施設専門技術検討委員会」で今後の施設の更新計画等の検証を行った。

今後は、吉田町牧之原市広域施設組合のごみ処理施設も同様に検証しながら、施設の更新計画等について関係する構成市町とともにあらゆる方向から検討を行う。

（７）災害対策

今後想定されている大規模な震災発生時における廃棄物の処理に係わる課題の検討を行った。シュミレートについては、それぞれの組合が機能を喪失したケースと両方の組合が機能を喪失したケース、また収集運搬における課題、がれき処理の課題、災害廃棄物の広域処理について課題の検討を実施したものである。

第2章 将来予測

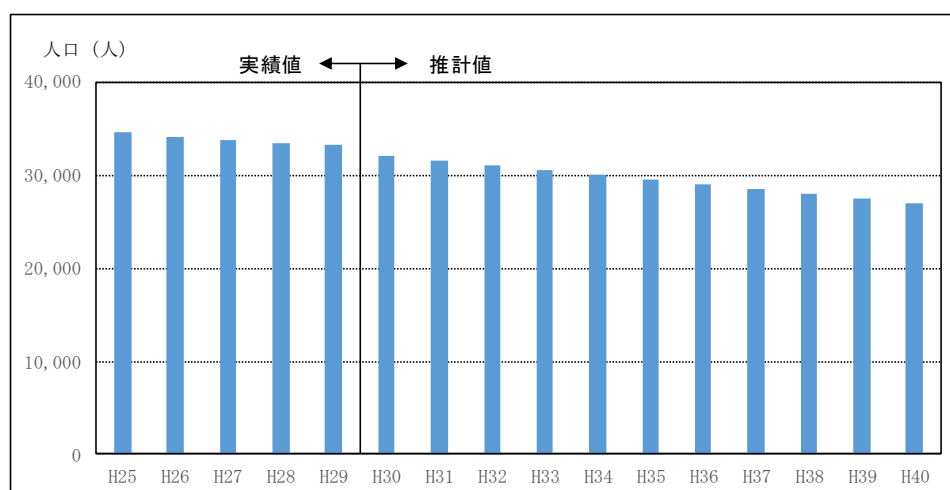
1 将来人口

本計画で採用した将来人口を以下に示す。人口は今後緩やかに減少し、目標年次である平成40年度には、26,968人になると推計した。なお、本市は浜岡原子力発電所の工事等のため、一時滞在者や外国人労働者の増減が考えられる。

年 度	将来人口（人）
平成25年	34,539
平成26年	34,104
平成27年	33,680
平成28年	33,414
平成29年	33,244
平成30年	32,000
平成31年	31,497
平成32年	30,994
平成33年	30,490
平成34年	29,987
平成35年	29,484
平成36年	28,981
平成37年	28,478
平成38年	27,974
平成39年	27,471
平成40年	26,968

※実績値は平成25～29年度、それ以降は推計値である

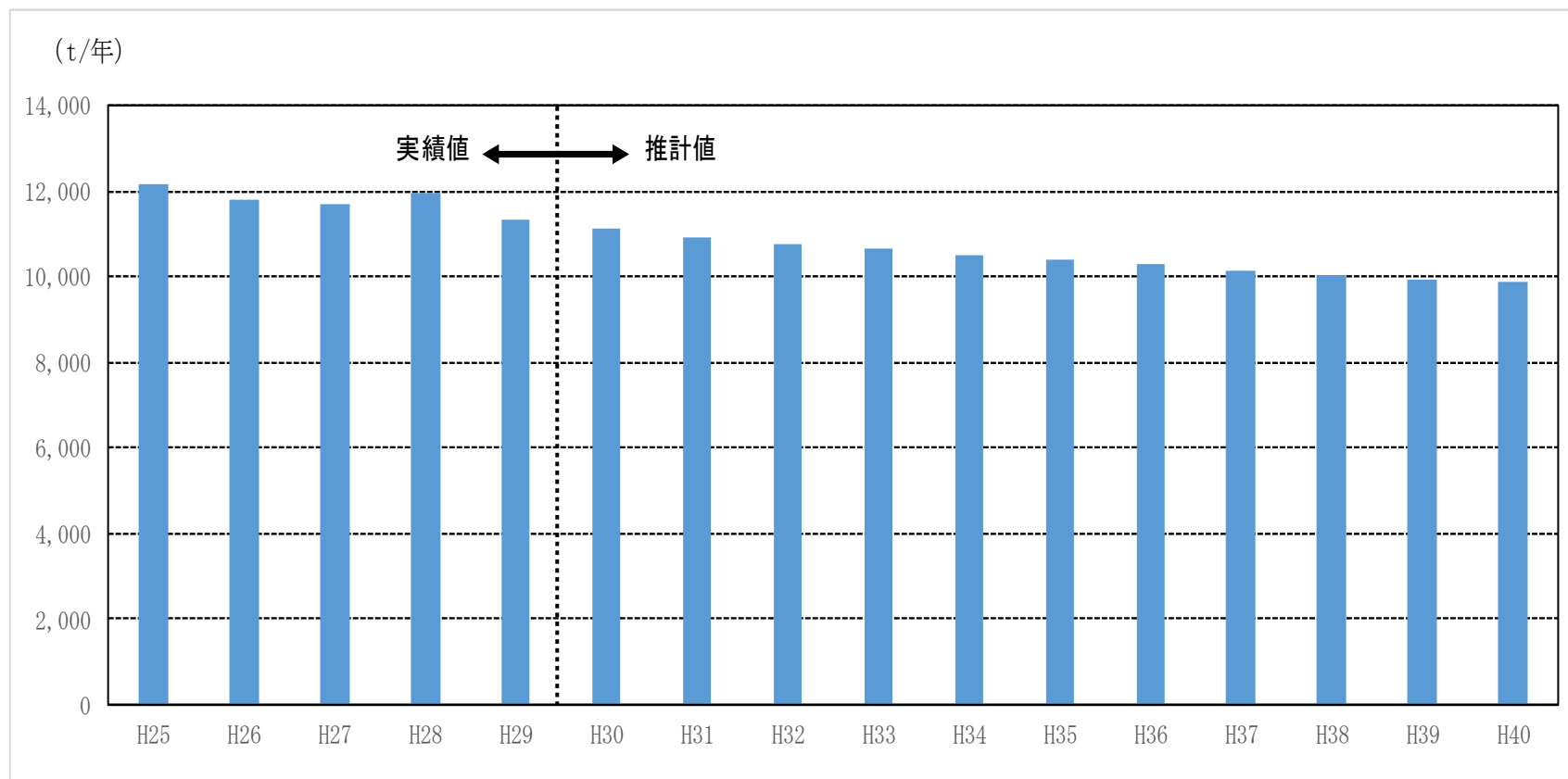
※人口は、10月1日現在。



2 ごみ推計結果とりまとめ

(単位：t/年)

年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
人口		34,539	34,104	33,680	33,414	33,244	32,000	31,497	30,994	30,490	29,987	29,484	28,981	28,478	27,974	27,471	26,968
可燃ごみ	収集	5,482	5,554	5,513	5,424	5,376	5,244	5,162	5,079	4,997	4,914	4,832	4,750	4,667	4,585	4,502	4,420
	直接搬入	1,518	1,141	1,069	1,375	1,005	1,016	970	931	900	874	853	836	823	812	803	800
	許可業者	2,191	2,226	2,332	2,434	2,367	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310
	計	9,191	8,921	8,914	9,233	8,748	8,570	8,441	8,321	8,207	8,099	7,995	7,896	7,800	7,706	7,615	7,529
ビニール・プラスチック	収集	321	305	299	275	286	265	257	250	244	238	233	227	223	218	213	209
	直接搬入	25	16	26	15	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
	許可業者	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	348	322	326	291	308	285	278	271	265	259	253	248	243	238	234	229
PET ボトル	収集	59	56	56	53	51	48	47	45	43	42	40	39	37	36	35	34
	直接搬入	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	許可業者	0	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	計	59	59	60	58	56	53	51	50	48	47	45	44	42	41	40	38
金物	収集	151	136	137	124	121	127	125	123	121	119	117	115	113	111	109	107
	直接搬入	47	49	54	62	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
	許可業者	23	15	6	6	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	計	221	200	197	192	179	185	183	181	179	177	175	173	171	169	167	165
ガラス	収集	202	195	194	162	172	166	163	160	158	155	153	150	147	145	142	140
	直接搬入	6	4	6	39	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	許可業者	56	54	47	45	42	45	43	42	42	41	41	41	40	40	40	40
	集団回収	6	6	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	計	270	259	252	250	222	219	215	211	207	204	201	198	196	193	190	188
陶磁器	収集	27	25	26	25	25	24	24	23	23	23	22	22	21	21	21	20
	直接搬入	18	19	19	19	15	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	計	45	44	45	44	40	42	42	41	41	41	40	40	39	39	39	38
瓦礫	直接搬入	376	333	339	377	352	355	355	355	355	355	355	355	355	355	355	355
蛍光灯 乾電池	収集	19	14	11	13	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
古紙	直接搬入	36	33	32	37	22	25	23	22	21	20	19	19	19	19	19	18
	集団回収	723	692	582	538	489	461	440	426	417	411	408	405	404	403	402	400
	拠点回収	191	185	207	190	185	183	182	181	181	180	180	180	180	180	180	180
	計	950	910	821	765	696	669	645	629	618	611	607	604	602	601	601	598
草木類	直接搬入	597	644	680	659	659	648	648	648	648	648	648	648	648	648	648	648
古布類	直接搬入	14	20	15	5	4	7	6	5	5	4	4	4	4	4	4	4
	集団回収	13	12	10	7	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5
	計	27	32	25	12	12	13	12	11	10	10	10	10	9	9	9	9
小型家電	直接搬入	35	31	32	32	34	32	32	32	32	32	32	32	31	31	31	31
金属類	集団回収	16	15	13	15	13	13	13	12	12	12	12	12	11	11	11	11
合計		12,154	11,784	11,715	11,941	11,333	11,100	10,930	10,777	10,638	10,509	10,388	10,274	10,164	10,058	9,954	9,856



第3章 ごみ処理基本計画

1 基本目標

日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律であり、環境基本法の下位計画に位置づけされる「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理の優先順位を、

1. 発生抑制	2. 再使用	3. 再生利用	4. 熱回収	5. 適正処分
---------	--------	---------	--------	---------

と、法定化している。

本計画においても、ごみの発生・排出抑制を最も高い順位と位置付けし、推進を図ることとする。最終的な廃棄物については、極力再資源化を行うシステムの構築を進める。

(1) ごみ排出量の基本目標

一人一日あたりの排出量は「第2次御前崎市総合計画」の目標値の850gを本計画の目標として設定した。また中間目標として平成35年度に899gとした。

指 標	単位	平成 24 年度	平成 29 年度	平成 35 年度	平成 40 年度
		実 績		目 標	
一人一日あたり のごみ排出量	g/人・ 日	959	948	899	850

(2) リサイクル量の基本目標

平成29年度におけるリサイクル率は30.2%であり、平成24年度と比較すると減少した。数年前より、市内各地に民間企業による紙類やアルミ缶等の回収場所が設置されたことが主因と考えられる。そこで、3R徹底に関する普及・啓発等により、平成40年度は平成24年度と同程度とする目標とした。また中間目標として平成35年度に31.6%とした。

指 標	単位	平成 24 年度	平成 29 年度	平成 35 年度	平成 40 年度
		実 績		目 標	
リサイクル率	%	33.1	30.2	31.6	33.0

(3) 最終処分率の基本目標

最終処分率は平成25年度から平成29年度で2.8～3.2%で推移しており、この期間で最終処分率が低かった2.8%を目標とした。また中間目標として平成35年度に2.95%とした。

指 標	単位	平成 24 年度	平成 29 年度	平成 35 年度	平成 40 年度
		実 績		目 標	
最終処分率	%	7.1	3.1	2.95	2.8

2 排出抑制、減量化、再資源化計画

ごみの適正処理確保のためには、まずはリフューズ、リデュース、リユースにより、ごみとなるものの量を削減し、その後リサイクルを行い、最後に残ったものについて、適正に処分を行うことが重要である。本市では、資源循環型社会の実現を目指し、ゴミの分別回収、生ゴミ処理機導入補助金の交付によりゴミの減量化を推進している。また、ゴミの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3R活動を推進しているが、現状は、周知を徹底することが必要である。そこで、本市における重点施策を以下の通りとする。

ゴミ排出適正化の強化
リデュース・リユース・リサイクル(3R) の徹底
事業系ごみの排出抑制

3 適正処理計画

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分の各過程において、環境負荷の低減と処理コストの削減を図りながら、適正な処理を行うことを目指す。

(1) 収集運搬

施 策	内 容
①収集方式	現行のステーション方式及び排出者による処理施設への自己搬入の継続を基本とする。
②収集品目	ごみステーションでの新たな収集品目について検討する。雑紙等が考えられるが、慎重な検討が必要である。
③回収拠点数	ごみステーションの数について、市民ニーズに合わせ追加設置の検討を行う。
④収集回数等	品目ごと収集回数について、市民ニーズに合わせた収集回数の導入を検討する。
⑤適正な体制の構築	事業系一般廃棄物の収集運搬業者に対する指導の徹底を行う。
⑥指定袋のサイズ	指定ごみ袋の種類や形・大きさの検討

(2) 中間処理

施 策	内 容
①焼却施設の整備	牧之原市御前崎市広域施設組合環境保全センターは、計画年度には稼動をしている予定であるが、施設の老朽化が懸念される。関連市町と効率的な処理計画について検討を進める必要がある。 適正管理と効率化に努める。
②資源化施設	リサイクルセンターは計画年度では稼動から21年が経過しており、焼却施設と併せて処理計画を進める必要がある。 適正管理と効率化に努める。
③バイオマス利活用 の検討	流木、間伐材や畜産廃棄物・生ごみ、廃食用油などの未利用バイオマス資源について検討を行う。
④施設整備の研究会 の開催	将来の広域化を含めた施設整備について、近隣市町と検討を進める。

(3) 最終処分

施 策	内 容
①最終処分量の削減	最終処分量の削減に努める。
②焼却灰の再利用計画	灰の溶融化等について検討を行う。
③施設整備の研究会 の開催	将来の施設構想について、上記事項も含め検討を行うため、研究会を開催する。

(4) その他の処理計画

施 策	内 容
①ごみステーション の適正管理	ごみステーションの管理は、分別方法の周知・徹底を行うとともに、地域の協力を得て、ルールに違反しているごみを減らす等適正な管理に努める。
②不法投棄の防止	県や警察、地域のパトロールとの連携による不法投棄の監視・早期発見・再発防止に備えるとともに、HPや広報等により、未然防止の周知徹底を図る。
③災害廃棄物の処理	災害の発生時におけるごみの処理等について、マニュアルを作成する。この場合、廃棄物の仮置き場については、民間の土地を借り上げる必要性も考えられるため、地権者との事前協議等を進める必要がある。

第3編 生活排水編

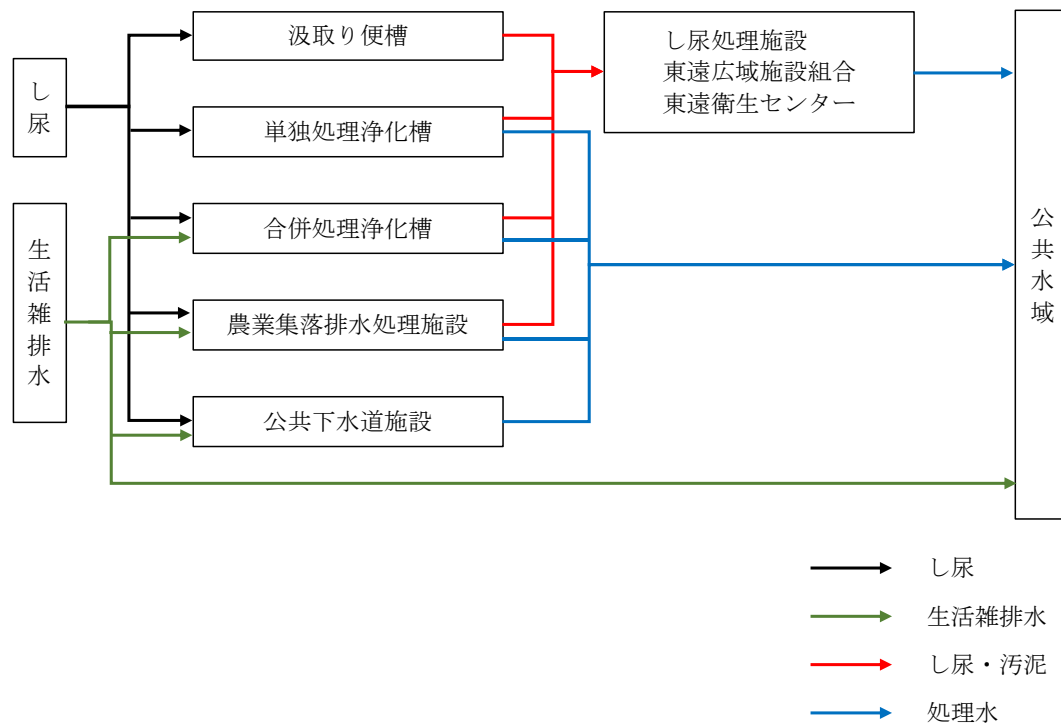
第1章 概要及び現状

1 処理主体及び形態等

本市のし尿及び生活雑排水、浄化槽汚泥の処理主体・形態について以下に示す。

処理方法	処理主体	対象となる排水の種類	主な地区
公共下水道	市	し尿、生活雑排水	池新田地区、高松地区 佐倉地区（一部）
農業集落排水	市	し尿、生活雑排水	佐倉地区、忍沢地区、 下朝比奈地区、上朝比 奈地区、比木地区、新 野地区
合併処理浄化槽	設置者	し尿、生活雑排水	御前崎地区、白羽地区
単独処理浄化槽	設置者	し尿	御前崎地区、白羽地区
汲取り	設置者	し尿	-
し尿処理施設 (東遠広域施設組合)	組合	し尿、浄化槽汚泥	御前崎地区、白羽地区

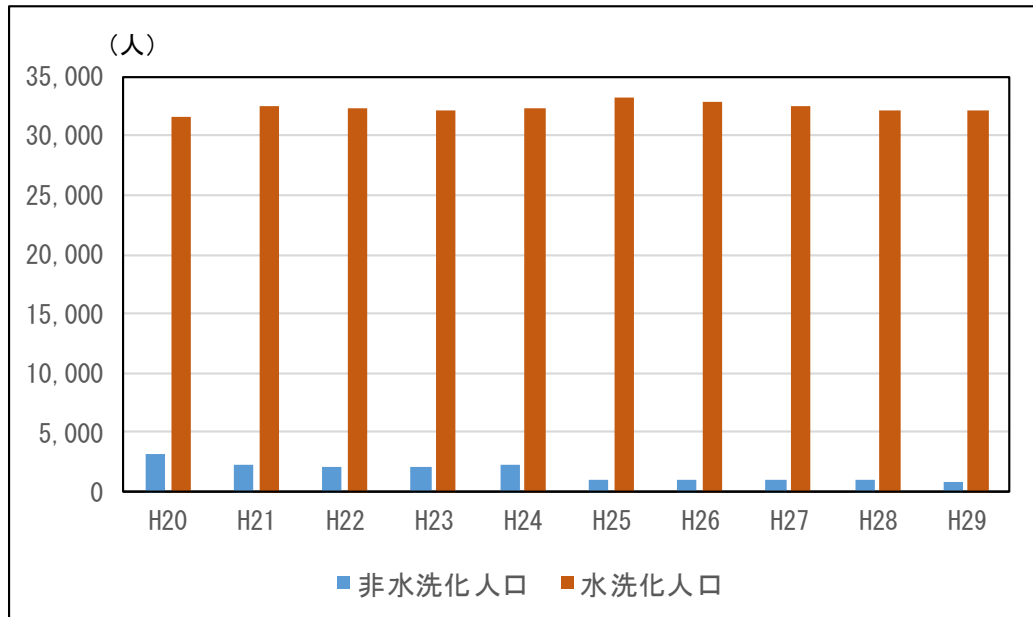
2 生活排水処理のフロー



3 生活排水処理の現状

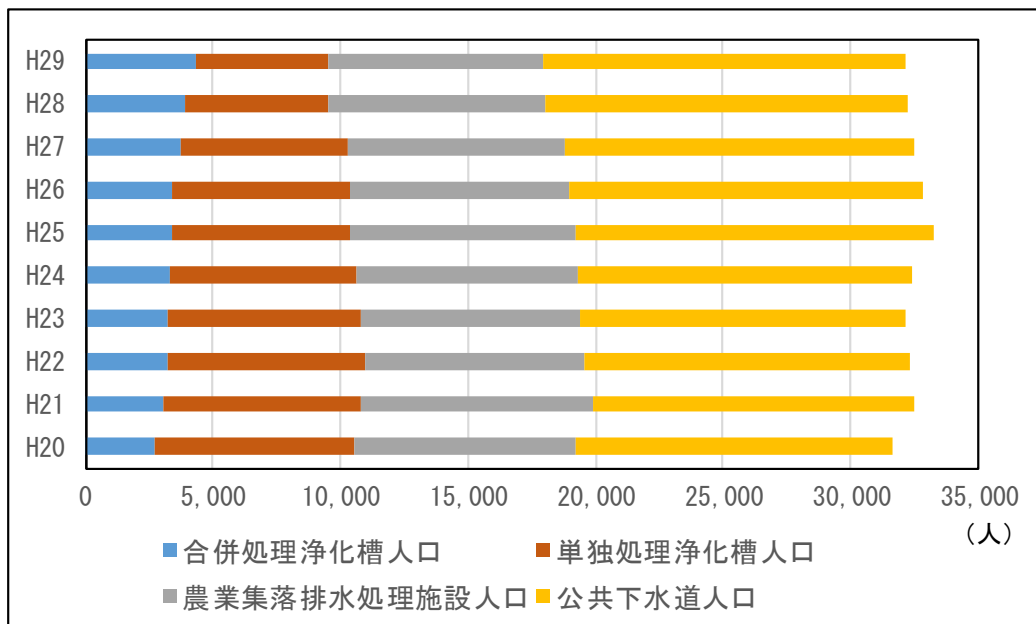
(1) 水洗化人口

本市における水洗化人口、非水洗化人口について示したものが以下である。



(2) 処理別人口

処理別人口を以下に示す。本市における処理方式では、公共下水道と農業集落排水の処理を主として進められてきたことがわかる。



(3) 生活排水処理別人口

生活雑排水処理別人口について、以下に示す。

(単位：人)

年度	総人口	非水洗化 人口	計画収集 人口	自家処理 人口	水洗化人口						
					水洗化 人口	公共下水道 人口	コミュニティ・ プラント 人口	農業集落排 水処理施設 人口	浄化槽 人口	合併処理 浄化槽	単独処理 浄化槽
平成 20 年度	34,892	3,241	3,241	0	31,651	12,428	0	8,687	10,536	2,733	7,803
平成 21 年度	34,762	2,251	2,251	0	32,511	12,591	0	9,088	10,832	3,037	7,795
平成 22 年度	34,540	2,166	2,166	0	32,374	12,779	0	8,589	11,006	3,220	7,786
平成 23 年度	34,221	2,066	2,066	0	32,155	12,740	0	8,631	10,784	3,248	7,536
平成 24 年度	34,702	2,288	2,288	0	32,414	13,114	0	8,645	10,655	3,312	7,343
平成 25 年度	34,273	1,026	1,026	0	33,247	13,983	0	8,853	10,411	3,362	7,049
平成 26 年度	33,835	1,020	1,020	0	32,815	13,832	0	8,642	10,341	3,377	6,964
平成 27 年度	33,488	999	999	0	32,489	13,668	0	8,574	10,247	3,743	6,504
平成 28 年度	33,227	999	999	0	32,228	14,208	0	8,490	9,530	3,872	5,658
平成 29 年度	32,996	840	840	0	32,156	14,225	0	8,399	9,532	4,290	5,242

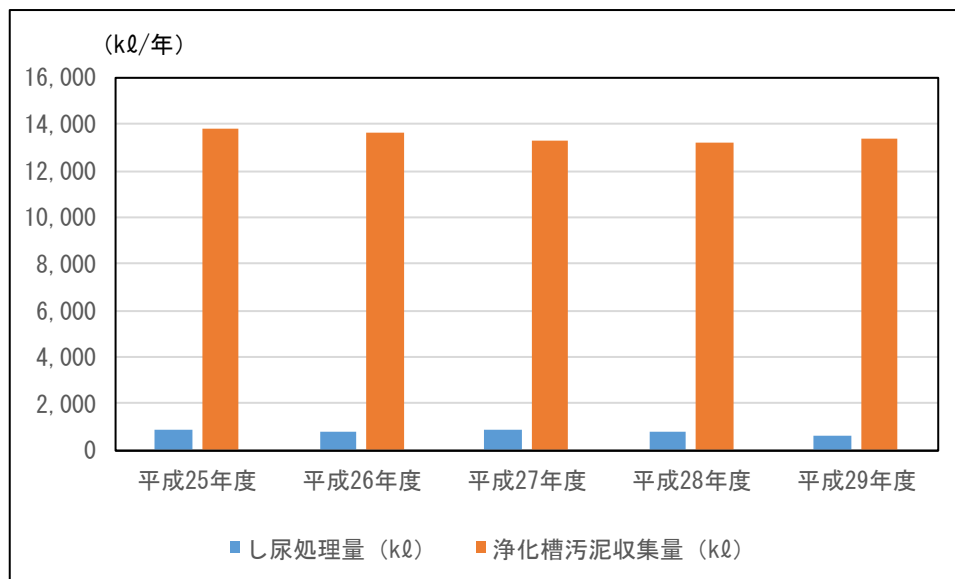
※人口は、10月1日現在。なお、平成24年度以降は外国人を含む。

※総人口、公共下水道人口：「一般廃棄物処理事業のまとめ」静岡県

(4) し尿及び浄化槽汚泥の収集量

し尿及び浄化槽汚泥の収集量について、以下に示す。

年 度	し尿収集量(kℓ)	浄化槽汚泥収集量(kℓ)
平成 25 年度	892	13,786
平成 26 年度	783	13,632
平成 27 年度	905	13,326
平成 28 年度	748	13,237
平成 29 年度	646	13,437



(5) 下水道汚泥の収集量

下水道汚泥収集量について、以下に示す。

年 度	下水道汚泥収集量(t)
平成 25 年度	1,185.3
平成 26 年度	1,202.2
平成 27 年度	1,228.3
平成 28 年度	1,187.8
平成 29 年度	1,039.8

4 し尿及び処理槽汚泥処理経費

し尿及び処理槽汚泥処理経費について以下に示す。

年 度	分担金(千円)
平成 25 年度	63,837
平成 26 年度	84,747
平成 27 年度	79,298
平成 28 年度	79,430
平成 29 年度	76,777

※分担金は、東遠広域施設組合の施設運営費分担金

5 課題

(1) 生活排水対策

生活雑排水の処理率は、平成 29 年度末で 81.6%となっており、残りの 18.4%は、河川へ未処理のまま放流されている。合併浄化槽の設置や公共下水道への接続を早期に進める必要がある。

(2) し尿及び処理槽汚泥処理

目標年次である平成 40 年度には、東遠広域施設組合東遠衛生センターは、完成から 28 年が経過しており、適切な維持管理が望まれる。

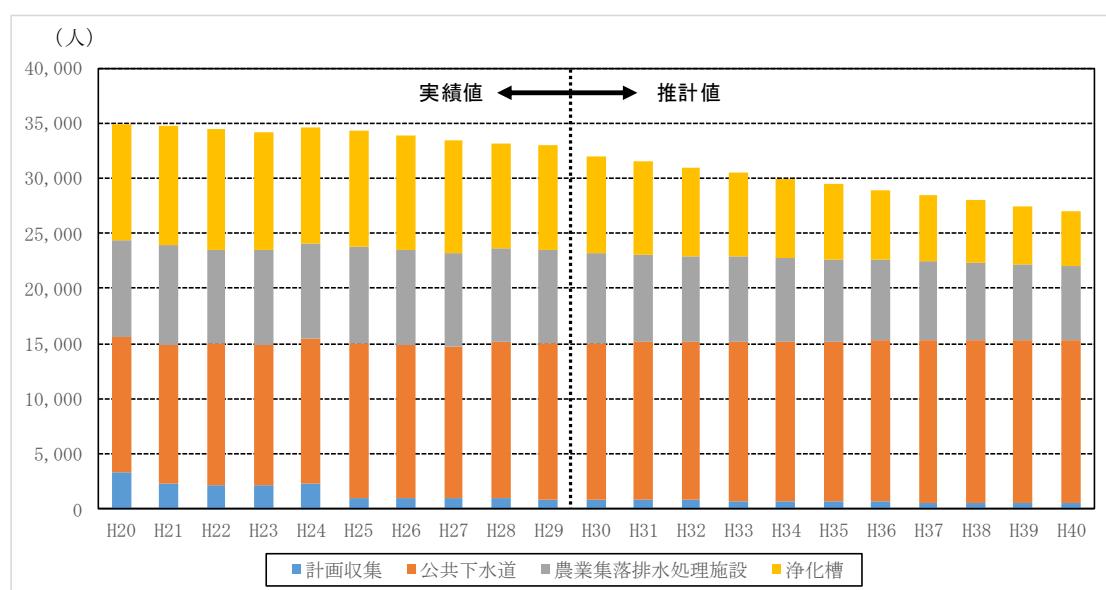
第2章 将来予測

1 生活排水処理形態別人口の見通し

(単位：人)

年度	総人口	非水洗化人口	計画収集人口	自家処理人口	水洗化人口	公共下水道人口	コミュニティ・プラント人口	農業集落排水処理施設人口	浄化槽人口	浄化槽	
										合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
平成20年度	34,892	3,241	3,241	0	31,651	12,428	0	8,687	10,536	2,733	7,803
平成21年度	34,762	2,251	2,251	0	32,511	12,591	0	9,088	10,832	3,037	7,795
平成22年度	34,540	2,166	2,166	0	32,374	12,779	0	8,589	11,006	3,220	7,786
平成23年度	34,221	2,066	2,066	0	32,155	12,740	0	8,631	10,784	3,248	7,536
平成24年度	34,702	2,288	2,288	0	32,414	13,114	0	8,645	10,655	3,312	7,343
平成25年度	34,273	1,026	1,026	0	33,247	13,983	0	8,853	10,411	3,362	7,049
平成26年度	33,835	1,020	1,020	0	32,815	13,832	0	8,642	10,341	3,377	6,964
平成27年度	33,488	999	999	0	32,489	13,668	0	8,574	10,247	3,743	6,504
平成28年度	33,227	999	999	0	32,228	14,208	0	8,490	9,530	3,872	5,658
平成29年度	32,996	840	840	0	32,156	14,225	0	8,399	9,532	4,290	5,242
平成30年度	32,000	859	859	0	31,141	14,220	0	8,085	8,836	3,874	4,962
平成31年度	31,497	820	820	0	30,677	14,293	0	7,958	8,427	3,745	4,682
平成32年度	30,994	780	780	0	30,213	14,362	0	7,830	8,020	3,618	4,402
平成33年度	30,490	741	741	0	29,749	14,430	0	7,703	7,616	3,494	4,122
平成34年度	29,987	702	702	0	29,286	14,495	0	7,576	7,215	3,373	3,842
平成35年度	29,484	662	662	0	28,822	14,557	0	7,449	6,815	3,253	3,562
平成36年度	28,981	623	623	0	28,358	14,617	0	7,322	6,418	3,136	3,282
平成37年度	28,478	584	584	0	27,894	14,675	0	7,195	6,024	3,022	3,002
平成38年度	27,974	545	545	0	27,430	14,731	0	7,068	5,631	2,909	2,722
平成39年度	27,471	505	505	0	26,966	14,784	0	6,941	5,241	2,799	2,442
平成40年度	26,968	466	466	0	26,502	14,836	0	6,813	4,853	2,691	2,162

※平成30年度以降は推計値



2 し尿収集量及び浄化槽汚泥・下水道汚泥収集量の見通し

(1) し尿収集量

し尿収集量の見通しについて算定した。し尿収集の原単位は、実績値の平均値である。

$$\text{し尿収集量の原単位 (l/人・日)} = \text{し尿収集量 (kl/年)} / \text{収集人口(人)} / 365 \text{ (日)} \times 1,000$$

図表 2-2-1 し尿収集量及び浄化槽汚泥・下水道汚泥収集量の見通し

年度	し尿収集人口(人)	原単位(l/人・日)	し尿収集量(kl)
平成 25 年度	1,026	2.38	892
平成 26 年度	1,020	2.10	783
平成 27 年度	999	2.48	905
平成 28 年度	999	2.05	748
平成 29 年度	840	2.11	646
平成 30 年度	859	2.23	698
平成 31 年度	820	2.23	666
平成 32 年度	780	2.23	634
平成 33 年度	741	2.23	602
平成 34 年度	702	2.23	570
平成 35 年度	662	2.23	538
平成 36 年度	623	2.23	506
平成 37 年度	584	2.23	474
平成 38 年度	545	2.23	442
平成 39 年度	505	2.23	410
平成 40 年度	466	2.23	378

※平成 30 年度以降は推計値

(2) 浄化槽汚泥収集量

浄化槽汚泥収集量については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への移行が進むが、人口の減少に伴い、全体的な汚泥量は減少するものと予測される。

図表 2-2-2 浄化槽汚泥収集量 (単位：kℓ)

年度	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	合 計
平成 25 年度	7,820	5,967	13,787
平成 26 年度	7,675	5,955	13,630
平成 27 年度	6,938	6,388	13,326
平成 28 年度	6,318	6,918	13,236
平成 29 年度	5,818	7,619	13,437
平成 30 年度	5,470	6,830	12,300
平成 31 年度	5,161	6,602	11,763
平成 32 年度	4,852	6,379	11,231
平成 33 年度	4,544	6,160	10,704
平成 34 年度	4,235	5,946	10,181
平成 35 年度	3,926	5,735	9,662
平成 36 年度	3,618	5,529	9,147
平成 37 年度	3,309	5,327	8,636
平成 38 年度	3,000	5,129	8,129
平成 39 年度	2,692	4,935	7,626
平成 40 年度	2,383	4,744	7,127

※平成 30 年度以降は推計値

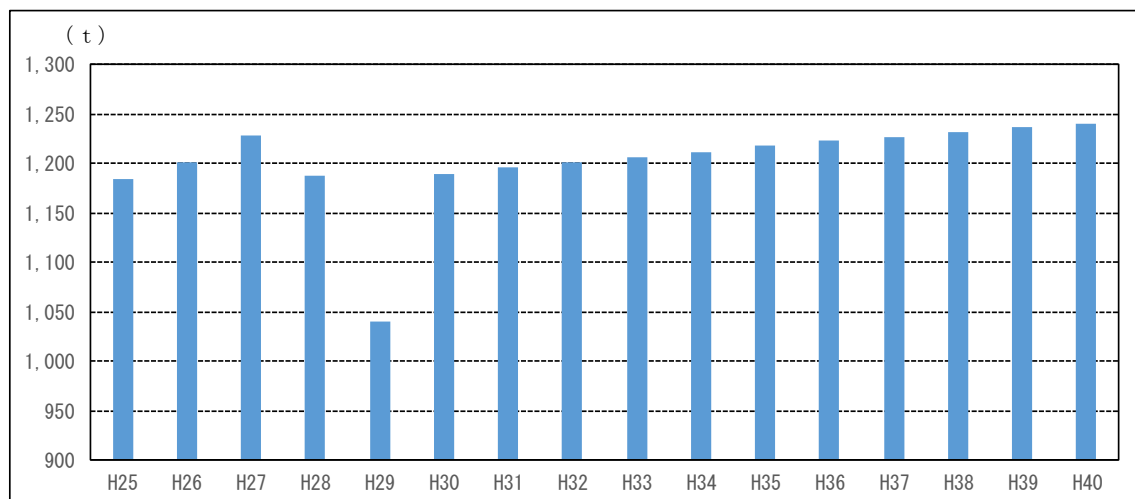
(3) 下水道汚泥収集量

下水道汚泥収集量の見通しについて算定した。下水道汚泥収集量の原単位は、実績値の平均値である。

図表 2-2-3 下水道汚泥収集量

年 度	下水道汚泥収集量(t)
平成 25 年度	1,185
平成 26 年度	1,202
平成 27 年度	1,228
平成 28 年度	1,188
平成 29 年度	1,040
平成 30 年度	1,189
平成 31 年度	1,196
平成 32 年度	1,201
平成 33 年度	1,207
平成 34 年度	1,212
平成 35 年度	1,218
平成 36 年度	1,223
平成 37 年度	1,228
平成 38 年度	1,232
平成 39 年度	1,237
平成 40 年度	1,241

※ 平成 30 年度以降は推計値



図表 2-2-4 下水道汚泥収集量

第3章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理計画

生活排水の処理は、今後も継続して公共下水道、農業集落排水への接続促進を行っていく。また、浄化槽対応区域となっている御前崎地区は、補助制度により汲取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく。

(1) 基本目標

生活排水処理計画に係わる基本目標を下記に掲げる。

指 標	単位	平成 24 年度	平成 29 年度	平成 35 年度	平成 40 年度
		実 績		目 標	
生活雑排水 処 理 率	%	72.2	81.6	86.0	90.3

(2) 生活排水処理施設の整備計画

生活排水処理施設には、次頁に示すとおり、その処理規模や立地条件等の特徴がある。

生活排水処理施設の計画の策定、事業の実施に当たっては、処理規模や立地条件から、適した処理施設を選択することが必要である。

本市における生活雑排水処理設備の整備計画は以下の通りである。

ア. 公共下水道

現在、本市の施設別処理人口で最も多いのが公共下水道である。下水道事業については今後も下水道への接続を推進していく。

イ. 農業集落排水

本市における施設別処理人口で、2 番目に多いのが農業集落排水である。市内に 6 つの処理施設があり、平成 29 年度末現在で、8,399 人が利用している。計画人口は 6 施設の合計で 13,130 人のため、理論上ではあと 4,731 人分の処理を行える計算となる。今後、広域共同化による公共下水道との施設の集約を検討していく。

ウ. 合併浄化槽

御前崎地区は、浄化槽対応区域となっているため、合併浄化槽設置費補助制度を活用し、設置を推進する。また、11 人槽以上の合併処理浄化槽の設置に際しては、窒素又はリン除去型の高度処理型合併処理浄化槽の設置を呼びかけることにより、負荷の低減を図る。

エ. コミュニティ・プラント

現在、市内にはコミュニティ・プラントとして稼働している施設はない。下水道対象区域外において、新規に開発される団地や住宅地等、コミュニティ・プラントの導入が望ましい場合において、経済性や環境面を十分考慮の上、検討を行う。

2 し尿・汚泥処理計画

(1) 処理対象物

処理対象物はし尿と浄化槽汚泥とする。

(2) 計画処理量

計画処理量は以下の通りとする。

	単 位	平成 24 年度	平成 29 年度	平成 35 年度	平成 40 年度
		実 績		目 標	
し 尿	kl	1,025	646	512	378
浄化槽汚泥	kl	14,047	13,437	9,393	5,349
合 計	kl	15,072	14,083	9,905	5,727

(3) 収集運搬計画

ア. 基本目標

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への移行が進むことにより、今後は浄化槽汚泥量の増加が見込まれる。

収集運搬は、市民サービスとして重要な位置付けにあるため、今後も効率的な収集運搬を継続する必要がある。

イ. 収集区域の範囲

本市の公共下水道対象区域外を対象とする。

ウ. 収集・運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、現行どおり、許可業者により実施し、また今後も維持していくものとする。

エ. 目標へ向けた施策

<収集計画の検討>

対象者の減少等を考慮に入れ、衛生的かつ効率的な運用が行えるよう検討する。

<指導・教育の実施>

許可業者に対する安全・衛生に関する指導・教育を徹底する。

(4) 中間処理計画

ア. 基本目標

収集されるし尿・浄化槽汚泥については、処理施設の周辺環境に配慮しながら適正な処理を行う。

イ. 処理施設

目標年次での東遠広域施設組合東遠衛生センターは、稼動 18 年となり、老朽化が予測される。このため、中長期計画に基づく予防保全を図りながら、適正な維持管理を進める。

ウ. 目標へ向けた施策

適正な運転管理の実施。

周辺環境へ配慮した適正な運転管理を行う。

エ. 施設整備の研究会の開催

将来の広域化を視野に入れた施設整備や広域処理システム等について、本市、近隣市町及び一部事務組合で構成する研究会で検討を進める。

(5) 最終処分計画

ア. 基本目標

中間処理施設から排出される汚泥については、衛生面に配慮しながら、適切に処理を行う必要がある。また、最終処分場延命化の観点からも、汚泥の再利用化について検討することが重要である。

イ. 最終処分方法

脱水及び焼却を継続して行うものとする。

一方、再利用の方法について検討を進めていくものとする。

ウ. 目標に向けた施策

適正な最終処分の実施。

衛生面に配慮した効率的な最終処分を行うと共に、再利用方法を検討する。

エ. 施設整備の研究会の開催

将来の広域化を含めた施設整備について、本市、近隣市町等で検討を進める。

3 広報・啓発活動計画

(1) 基本目標

本市は、自家処理世帯がないため、し尿が直接公共の水域に流れることはないが、汲取り、単独浄化槽世帯では、生活雑排水（台所や風呂からの排水）が未処理のまま、河川に排出されている。こうした事実を市民に伝え、市民の「川や海をきれいにしたい」という思いとリンクさせることで、環境美化への意識を高め、合併処理浄化槽及び公共下水道の必要性について周知・啓発していく。

(2) 啓発活動の手段及び内容

- ・ 広報誌・HP・回覧板等による情報発信
- ・ 環境に係わるセミナーやシンポジウム、イベント、体験学習等の開催
- ・ 学校・公民館等における環境学習の実施
- ・ 市民と連携した研修会の開催